

議案第16号

公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産を定める協議 について

公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産を定めることに関し次のとおり協議することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第90条第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

重要な財産（案）

公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第90条第2項の規定により設立団体が協議して定める同法第44条第1項に規定する重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。